

<前回・ロールズ>

11. ロールズ—政治哲学と正義論—

< Rawls >

Justice as Fairness

Formal Justice, Veil of ignorance

Two Principles of Justice

The first statement of the two principles reads as follows.

First: each person is to have an equal right to the most extensive basic liberty compatible with a similar liberty for others.

Second: social and economic inequalities are to be arranged so that they are both (a) reasonably expected to be to everyone's advantage, and (b) attached to positions and offices open to all. (60)

(1) 平等な自由の原理、(2a) 格差原理、(2b) 機会均等の原理

(1) 正義論の歴史

3. 功利主義と規範主義（カント主義、義務論的正義論）

論理と定義の真理だけに基づいた実質的な正義論を展開することは不可能、道徳の諸概念やアプリアリなもの分析は、正義論の基礎としては弱い。

正義概念の合理的な導出に加えて、現実の状況（経験）において、その原理を受け入れるべきことを示さねばならない。この意味での根拠付けが問われることになる。

(2) ロールズの戦略

- ・経済的自由主義に対して政治的自由主義を擁護する（ムフ）
- ・リベラリズム（政治的自由主義、平等主義）

個人と共同体との関係性

善（特定の伝統に基づく）の理念に依存しない正義論の構築

相対主義や独断論を回避する

善に関する種々の競合する構想の多元性を尊重すること。正義の諸原理は、善に関するいかなる道徳的、宗教的ないし哲学的構想からも独立した形で導出されねばならない。

善(good)に対する正(right)の優位性

功利主義のように、個人の諸権利を一般的福祉のために犠牲に供することはできないとの想定、諸個人が追求することが許される彼らの善の構想の許容範囲について、正義の諸原理によって制約を与える。

<議論の組み立て>

1) 社会契約説に基づく形式的・手続き的な正義概念

2) 原初状態の仮説・無知のヴェール

3) 社会正義の基準（二つの原理）

平等な市民権と所得・富の分配が定める地位

4) 正義の諸原理の正当性

4. 契約が行われる原初状態（仮説）・無知のヴェール(Veil of ignorance)

・「正義の環境」（その下で人間の協力が可能になり、かつそれが必要とされる正常な状況）において討論されるべき正義の原理の形式的な条件

一般性、普遍性、公示性、順序づけ、最終性

- ・正義の環境におかれた当事者が知るべき情報の範囲
- ・合理的選択：正義の原理＝社会正義に対するマキシミン解。

選択肢の中から特定のものが選ぶ場合、それぞれの選択肢を選んだときに想定される最悪の結果を比較し、その中で一番ましな選択肢を選ぶ。その結果、正義の二原理が合理的に選ばれる。2a の格差原理があることによって、自分が社会の中で最も不利な立場に置かれたとしても、その結果を受け入れられる。

↓

手続き的正義：社会の中での善悪の配分の問題が、正義の二原理にともなった手続きを遂行することによって、他の要因を考慮せずに決まる。正義の原理を満たす公平な社会体制においては、各人の行為の結果として生じた配分は、その体制と行為が正義の二原理を満たしていれば、公平な手続きに従って生じたものであるから、正義にかなう。

5. 社会正義の基準

第一原理が第二原理に先行する。

問題は第二原理の解釈。

「全員の利益」：効率性原理（パレート最適）と格差原理

「全員に平等に開かれている」：才能に開かれた職業選択の平等と公正な機会均等

6. 正義論の正当化：反照的（反省的）均衡(reflective equilibrium)

体系的整合性と熟慮された価値判断(considered convictions)との調和

(3) 正義論をめぐる論争

7. セン（Amartya Sen）の批判

効用や基本財の平等→「基本的潜在能力」（basic capabilities）の平等

アマルティア・セン『経済学の再生——道徳哲学への回帰』麗澤大学出版会。

『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店。

8. 正義論の根拠付けをめぐる

- ・論理的なレベルでの論証性、功利主義的正義論を論駁できているか

内井のロールズ批判「功利主義との比較に限ってさえ、彼の正義論の根拠づけは何もなされていないのに等しいのである」（306 頁）

- ・実際、ロールズの議論には前提が存在する。

人間理性に対する信頼

ロールズの正義論は特定の間人理解を前提にしている。

- ・重なり合う合意（overlapping consensus）、『正義論』から『政治的リベラリズム』へ

↓

近現代に成立した複数の立憲民主政体をゆるくつないでいる規範原理（各国の憲法の人権条項の間の重なり合い）によって、二原理がサポートされることが、正当化の眼目となる。（『政治的リベラリズム』）

- ・正義の諸原理の哲学的基礎付けからの後退

原初状態の合理的選択というゲーム理論モデルからの離脱傾向

価値体系の普遍化の断念と重なり合える範囲での諸伝統間の合意に根拠付けの可能範囲を限定。正義の原理の適用範囲は立憲的で、リベラルと呼ぶデモクラシー社会。

いわばトレルチの「ヨーロッパ的文化総合」にも通じるもの

現代の多元性の問題は、この正義論で処理できるのか

12. 自由主義と共同体主義

(1) リベラリズムをめぐる問題状況

1. リベラリズムと市民社会・国民国家

絶対王制批判から市民革命へ、市民革命からさらに先へ
自己変革的システムとしての「近代」

cf. 宗教改革は継続する

2. リベラリズム批判の諸陣営：右から左まで

・アナーキズム：社会主義的アナーキズムからアナコル・キャピタリズムまで

・ Anarchie, Anarchismus

HWPh.Bamd 1, pp.267-294.

Obwohl der Begriff <Anarchismus>(=As.) bisher schon gelegentlich gebraucht war, hat er weitere Verbreitung erst in der ersten Hälfte des 19.Jh. gefunden. (274)

・ George Woodcock (ed.), *The Anarchist Reader*, Fontana Press, 1977.

・ リバタリアリズム

・ 社会主義

・ 共同体主義

3. アナーキズムの挑戦

Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, 1974.

森村進編『リバタリアニズム読本』勁草書房、2005年。

「最小国家 (minimal state)」、「無政府主義(アナーキズム)と無政府資本主義 (アナコル・キャピタリズム)」

3. 井上達夫『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社、1999年。

「人間の栄光と悲惨は、言葉の力の不可思議な両義性として現れる」(28)

「言葉が傲慢化するとき、専制の最悪の形態が現出する」(30)

「リベラルな寛容の認識論的基礎をなるのは、相対主義ではなく、ジョン・スチュアート・ミルの古典的洞察が示すように、この客観主義（＝理性を超えたもの畏怖する謙虚な精神、引用者補足）によって初めて可能にされる我々の価値判断の可謬性・不完全性の自覚である。相対主義は客観主義を否定し、価値判断の真理性ないし妥当性を判断主体の意志に還元することにより、この可謬性・不完全性の自覚を無意味化・無用化する。相対主義は啓蒙的理性のもつもう一つの傲慢な顔である主意主義、即ち、人間の意志をすべての価値の創造者とする発想の帰結であり」(35)

「相対主義と絶対主義の反転可能性」「本来謙虚であった言葉がいつの間にか傲慢なものに転化する」(36)

「無制約的な権力としての国家の全能性の想定」「神の言葉に代位せんとする人の言葉が、自己を実現する手段とみなすのは、この世における神としての、全能なる「主権的」国家だからである」(37)

「リベラリズムはラディカルな社会改革家の情熱を満足させない。それは彼らにとって、中途半端で偽善的な哲学である。それは、リベラリズムが二つの「純粹」な極の間を歩もうとするからである。一つの極は左右の全体主義であり、もう一つの極はアナキズム

である」「アナキズムからのそれの方が、より内在的であると同時に、根源的である」
(52)

「リベラリズムはこれまで、若干のリバテアリアンの論客による応答と乗り越えの試みを除いて、アナキズムを十分真剣に受けとめてきたとは言い難い。その最大の理由は、アナキズムのユートピア的空想性、超現実性の想定である」「一般的想定」(53)

「醒めたアナキズムは、国家なき社会を求めるが、強制あるいは社会統制一般の廃棄を必ずしも主張しているわけではない。国家という暴力集中機構による組織的強制がなければ、社会秩序は、維持できないという前提を、このアナキズムは斥けるが」、「この理想を完璧に実現できない人間の弱さを自覚した上で、醒めたアナキズムは教育その他の社会化の方法に加えて、一定の統制手段の必要性を承認する。ただ、国家による統制とは異なった社会統制の形式をそれは求める」(54)

「市場アナキズムは、他の財の場合と同様、生命・身体・財産の安全についても、「自給自足」の限界を自覚し、社会的供給の必要性を認めるが、その社会的供給源を、国家にではなく市場に求める」(55)

「最小限国家を擁護するロバート・ノージックは、市場的アナキから、最小限国家がこのような自生的過程を経て、誰の権利も侵害することなく成立できることの論証を試みた」(59)

「共同体アナキズムにおける共同体とは、一定の人間関係の様態であり、三つの核心的な特質によって性格付けられる。すなわち、第一に、信念と価値の共有、第二に、成員間の関係の直接性と多面性、そして第三に、互酬性(reciprocity)である」(62)

「共同体には、刑罰や強制執行などとは異なる、国家権力に依存しない有効な統制方法が存在するとされる」(64)

「個の自由を基底に据える個人主義的アナキズムと、平等者の共同体的連帯の理念を重視する集団主義的アナキズム」「二つの極をもつ連続体がある」(76)

「アナキズムとは、個と共同体、自由と平等という緊張を孕んだ理念対の総合の企てである」(78)、「バクーニン」

「リベラリズムとアナキズムは、哲学的双生児であると言える」「競合する同じ理論対の総合という、同じ課題」(79)

「リベラリズムとアナキズムはともに国家を悪とみなす。しかし、この悪の必要性について両者は鋭く対立する」、「国家に対する代替的秩序構想の実効性についての見解の相違」「リベラリズムにとって、アナキズムの結論は否定されるべきものであっても、そのモチーフは生かされるべきものなのである」(80)

「権力批判の政治哲学としてのリベラリズム」

(2) 共同体主義

- ・チャールズ・テイラー、マイケル・サンデル、マイケル・ウォルツァー、アラスデア・マッキンタイア
- ・徳論、徳倫理
- ・キリスト教思想：イエール学派

4. 井上による共同体論とそのリベラリズム批判 サンデルの場合

「いま、なぜ、共同体論か。共同体論を理解するには、この問いがやはり最初に問われるべきであろう。共同体論は米国やカナダを中心に勃興しているが、その背景には、リベラリズムが米国をはじめとする先進資本主義産業社会にもたらしたと考えられた「ひずみ」への反動がある」、「第一は、リベラリズムが家族や地域社会など、共同体の人間関係の場を崩壊させたという認識」「第二は、共同体の崩壊が、現代人を蝕む社会病理の真因であるという判断」、「自由市場経済の不可避的な帰結とみなされた諸要因が、共同体的諸関係の維持を困難化・無用化する社会的諸条件を生み出している」（126）

「中間共同体の衰退」「地域共同体の伝統と紐帯の破壊」「家族の崩壊」「深刻な社会病理に対する危機感」

「社会病理の倫理的側面」「アノミー化」

「疎外感の深化によりアウトロー化」「犯罪の日常化」「麻薬の蔓延」「家庭内暴力や子供の性的虐待」「金儲け主義の跋扈」「職業倫理的自己規律の弛緩」（127）

「社会病理の政治的側面」「アパシー化」

「政治に対するシニシズムとアパシー」「政治」の「スポーツ」化、「民主主義の大衆社会的形骸化」（128）

↓

「個人の倫理的・政治的な主体性の貧困化」

「共同体論」の「緩やか」な性格規定

(1) 自省的主体正論、「最も深い次元のコミットメント」、(2) 帰属主義的主体性論、(3) 歴史主義、(4) 卓越主義、「善の構想」、(5) 特殊主義、(6) 公民的共和主義、(7) 自治的民主主義、「直接民主制的参加保証による個人の積極的自由」

↓

「ナンシー・ローゼンフルーム」：リベラリズムの再構成の方法

「多元主義的共同体論」「潜在的共同体」「直接的関係の共同体」

共同体論が排除しているのは、「一切の価値の根拠を自己の意志・決断・選択に求め、かかる選択の能力以外のものに自己の同一性を負わない、内容なき純粹選択主体としての自我の観念」、サンデルの言う「負荷なき自我(the unencumbered self)」（135）

「サンデル」

ロールズの正義論批判、「不適格な貧困な形而上学的自我観」＝「負荷なき自我」としての自我の観念に依拠。「自己の目標・愛着・忠誠・コミットメントなどによって定義できない」「この自我は極度に無力化」（150）

「精神の深み(mental depth)を欠く」「自己観察によって深められる自己知識を享受することもできない」「いかなる選択が自分にふさわしいかを実は知らない」「自律的であるどころか」「気まぐれで不安的な感情に他律的に従属」

「われわれの個性が社会的産物であることの意味を的確に理解していない」（151）

「この洞察は重要であるが、正義の基底性を斥ける共同体論の結論を正当化するものではない」（153）

「私の善き生の構想は」「私の自己理解である」、「私の生の指導価値への責任は、私自身を知ることへの責任と不可分である」、「自己解釈を通じて遂行する能力と、自己を知る責任にかかる価値の解釈を通じて遂行する能力」「解釈的自律性」（159）

5. イェール学派、ハワーワス

東方敬信：

「アラスデア・マッキンタイア」『『美徳なき時代』』「近代社会の民主的自己と言われた人間観が実は意志や知的判断力と関わりのない「情緒的自己」であること」、「共同性の喪失」(153)

「高度消費社会において、市民性が「個人主義的消費者」によって占領されてしまった」「かつて文化と経済を一つに結びあわせていた絆が解体したこと」「もうひとつは、快楽中心の価値観が、われわれの社会の主要な価値観となってしまったこと」(154)
ダニエル・ベルが「回復したいと願って提案するのが「公共家族(public household)」という考え方」「むしろ「公共経済」と訳すべき」(155)

「市民社会の「重層性」の把握」(158)、「自助、共助、公助の中で、「共に生きる共感」を中心にする事で、自助、公助の二者はそれを支える役割と考えることになるでしょう」(159)

↓

「キリストの和解と平和」を生きる「シャローム・モデル」(160)

6. 「礼拝共同体である教会を「顔の共同体」(161)

「経済倫理」「経済の神学」

ダグラス・ミークス、「贈与関係(gifting relationship)における愛」「贈与共同体」

「市場を人間化する」必要」(163)

「赦し合う共同体」(165)

7. 「正義から愛へ」、あるいは「正義と愛」へ

<参考文献>

1. 井上達夫『共生の作法——会話としての正義』『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社。
2. 井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版。
3. アラスデア・マッキンタイア『美徳なき時代』みすず書房。
4. 加藤尚武／児玉聡編『徳倫理学 基本論文集』勁草書房。
5. S・ハワーワス、C・ピンチス『美徳の中のキリスト者 美徳の倫理学との神学的対話』教文館。
6. 東方敬信『地球共生社会の神学——「シャローム・モデル」の実現をめざして』教文館。